［略］	［同左］
機械室土地	［1　略］ 2　局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、次の手順で算定を行う。 ⑴　当該局がＲＴ－ＢＯＸ、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。 ［ア　略］ イ　当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。 ⑵　当該局がＲＴ－ＢＯＸの場合、ＲＴ－ＢＯＸ土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。 ［3　略］	［同左］ ［1　同左］ 2　［同左］ ⑴　［同左］ ［ア　同左］ イ　当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの及び駐車スペース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。 ⑵　当該局がＲＴ－ＢＯＸの場合、ＲＴ－ＢＯＸ土地面積を、当該局の機械室土地面積とする。 ［3　同左］
［略］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（補塡対象額の算定等の特例）

第二条　交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条	二　のるる固基加入者回線施端的交換局ごとの行未電気通信役務収容局ごとの規系気線則伝通単価　収容局に提供する第百八条第一号るに係イ原要の法第百八条第一号ア口ダ原価の算定に係る基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項第四号に掲げる基礎的第話用の電気通信役務通信設備の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	二　の部提供の下基礎的以基礎門に原価基礎的電気い電気通信役務通信設備十一条原価の二項と法第百九条第二項に規定する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項第四号に掲げる基礎的第話用の電気通信役務通信設備の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。